

2021年4月

WAM 入会法人様

一財) 京都府民間社会福祉施設職員共済会
 京都社会福祉事業企業年金基金
 事務局

独立行政法人福祉医療機構 (WAM) と共済会の 業務委託契約が終了いたします (お知らせ)

当共済会と WAM との業務委託契約が終了となりましたので、終了後の対応についてご案内いたします。

1.業務委託契約期間の終了日

2021年3月31日

2.契約終了後の取扱いについて

終了日以降は、共済会で WAM の届出書の受付ができません。

WAM への届出書は、直接、WAM へご提出ください。

* WAM に関する問い合わせや情報提供などは、WAM との協力関係のもと、共済会の事業として、今まで通り、対応いたします。

<業務委託契約の終了にともなう取扱い>

変わりません	変 更	変わりません
制度に関する <u>お問合せ等先</u>	退職届等 の提出先	その他の届出書等 の提出先

2021年 3月末日まで	共済会 WAM	共済会	WAM
	↓	↓	↓
<u>2021年</u> <u>4月1日以降</u>	共済会 WAM	<u>WAM</u>	

* 契約終了後は、共済会が書類の受付、点検をすることができません。

* 2021年4月以降に共済会へ送付された WAM の届出書類は、法人へ返却せずに WAM へ転送いたします。

裏面へ

<WAM への各種届出書は、すべて WAM へ送付してください>

送付先 〒105-8486

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル9階
独立行政法人福祉医療機構共済部退職共済課

*業務委託契約の終了日以降に共済会へ送付された WAM の届出書等は、
共済会から WAM へ転送いたします。

3.業務委託契約終了後の留意点

(1) WAM の各種届出書、関係書類について

- ・ 共済会事務局は、届出書等の内容を受付、点検することができません。
- ・ 共済会へ送付された届出書類は、WAM へ転送します。
(法人へ返却、連絡等はいたしません。)

(2) 退職金の税務手続きについて

- * 税務処理の詳細に関しては、税理士または税務署にお問い合わせください。
- * 基金の退職金（一時金）が、退職をとまなわない退会の場合は、一時所得となります。（所得税の取扱いが WAM と異なります）

～基金や WAM、法人などの複数の退職金を受ける場合の手続き例～

[1]当基金や WAM などを個別に退職所得の申告をした場合

（退職所得の源泉徴収票を複数枚受けており、他の退職所得の申告に使用していない場合）

→退会者が退職所得の総合計額について確定申告をします。

[2]基金以外の退職所得の源泉徴収票を基金（共済会）へ送付した場合

（基金の退職金の請求手続きと一緒に提出された場合のみ）

→当基金が税務申告をするため、退職者による税務処理はありません。

* ご不明な点がございましたら、共済会事務局までお知らせください。

共済会・基金事務局 Tell 075-252-5888

* 本紙は、WAM の加入者（被共済職員）がいる法人様のみへのご案内です。